

## 2、南丹市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画の概要について

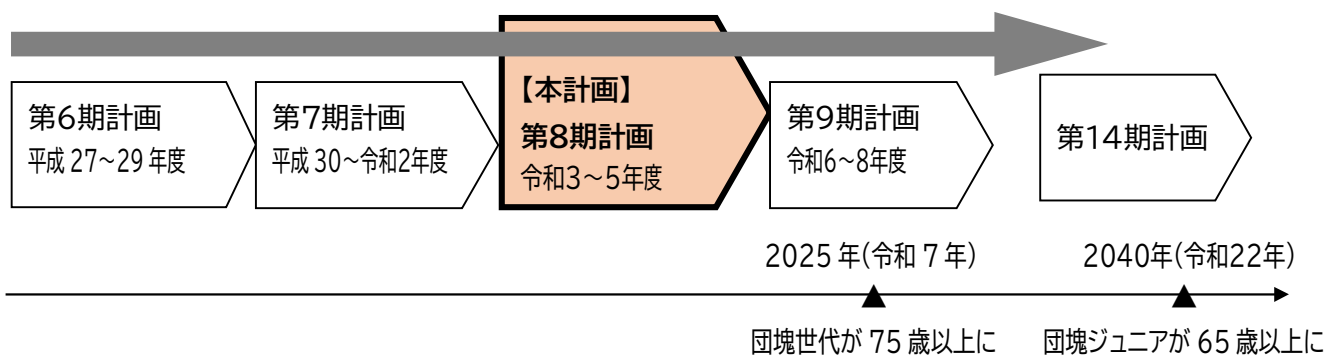
### (1) 計画の位置付け・計画期間

高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」として策定する計画です。また、介護保険事業計画は、介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」として策定する計画です。

#### ○計画期間

本計画の期間は、令和3年度から令和5年度までの3年間です。

〈2025年、2040年までの見通し〉

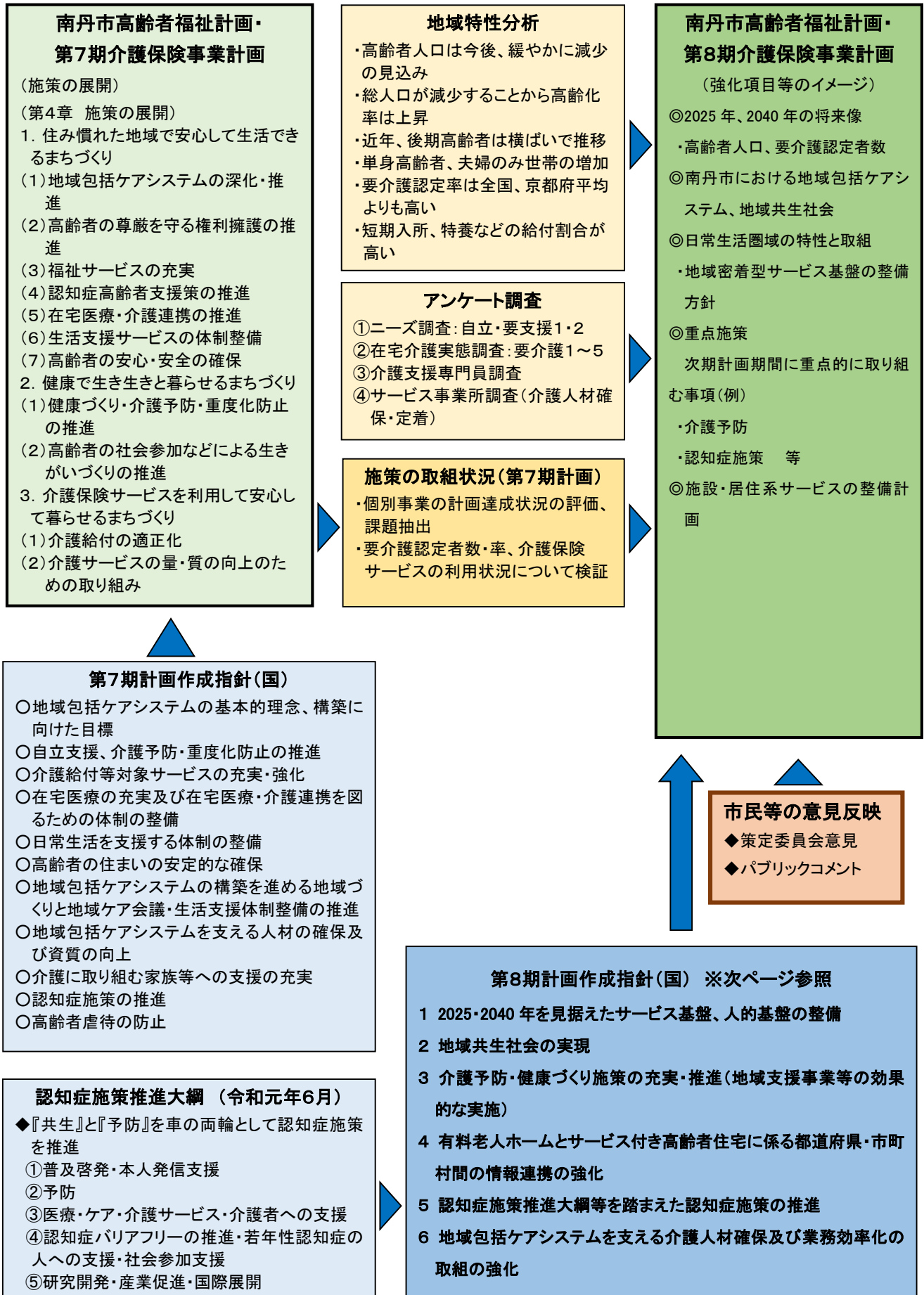


### (2) 計画策定委員会の開催スケジュール（予定）

時期	会議	主な開催テーマ（例）
令和2年 7月	第1回委員会	◇介護保険事業等の現状について ◇計画策定のスケジュールについて ◇第8期介護保険事業計画の策定に向けて
10月	第2回委員会	◇高齢者施策の現状について ◇将来高齢者人口等の見通しについて ◇計画骨子案について
12月	第3回委員会	◇計画素案について ◇介護保険事業量等の見通し、介護保険料（案）について ◇パブリックコメントの実施について
令和2年 12~1月		パブリックコメント
2月	第4回委員会	◇パブリックコメントの結果について ◇計画原案について ◇介護保険料について

※ただし、国の動向や作業の進捗等により、開催時期が変更となる場合があります。

### (3) 策定の流れ



## (4) 第8期計画において記載を充実する事項(案)

出典：社会保障審議会(介護保険部会 令和2年2月21日第90回)資料より

### 1 2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備

○2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定

### 2 地域共生社会の実現

○地域共生社会※の実現に向けた考え方や取組について記載

※地域共生社会の理念とは、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割をもち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方

### 3 介護予防・健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)

○一般介護予防事業の推進に関して「PDCAにサイクル沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載

○自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載

○総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定

○保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載。(一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載。)

○在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載

○要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載

○PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載

### 4 有料老人ホームとサービス付き高齢者住宅に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化

○住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載

○整備に当たっては、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定

## 5 認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症施策の推進

- 認知症施策推進大綱等を踏まえ、「共生」と「予防」を車の両輪とした認知症施策の推進について5つの柱に基づき記載。(普及啓発の取組やチームオレンジの設置及び「通いの場」の拡充等について記載。)
- 教育等他の分野との連携に関する事項について記載

## 6 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化

- 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
- 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
- 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてポイント制度や有償ボランティア等について記載
- 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載